



ひだかしんきん 健康サポート預金

特定検診・健康診断(各種検診)受診で

+0.10%

さらに条件に応じて

店頭表示利率に以下の利率をプラスいたします。

受診した検診が

乳がん または 子宮がん ひとりで親世帯
の場合 の場合

+0.05%

+0.05%



健康で豊かな人生をお送りいただくため、
特定検診・健康診断等を受診する方を
当金庫がしっかりサポート！

お取扱期間

令和2年8月3日(月)～令和3年7月30日(金)



年1回、
「健康診断」を
受けましょう！



まごころ ふれ愛

日高信用金庫

URL:<http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>

本店営業部
静内支店
三石支店
様似支店

TEL 0146-22-4111
TEL 0146-42-1531
TEL 0146-33-2311
TEL 0146-36-2341

えりも支店
広尾支店
堺町支店
札幌支店

TEL 01466-2-2311
TEL 01558-2-3161
TEL 0146-22-5611
TEL 011-200-7070



「健康サポート定期預金」 商品概要

- お預入金額：1口10万円以上 100万円以内
※預金者1人当たりの預入限度額は既存預入分も含め、総額100万円以内となります。
- お預入期間：1年(自動継続扱い)
- お預入利率：スーパー定期預金300万円以下1年ものの店頭表示利率に各条件を満たす場合それぞれ上乗せ
※自動継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率となります。
- お預入条件：新規お預入れのほか、要求性預金（普通預金等）、既存定期性預金からのお預入れも可能です。
- その他：マル優制度もご利用いただけます。



「健康サポート定期積金」 商品概要

- お預入金額：毎月5,000円以上 30,000円以内
- ご契約金額：60,000円以上 1,800,000円以内
※預金者1人当たりの契約金額の上限は、1,800,000円以内となります。
(給付補てん金は除きます。)
- ご契約期間：1年以上5年以内
- お預入利率：店頭表示利率に各条件を満たす場合それぞれ上乗せ
- お預入条件：新規お預入れのほか、既存定期積金満期金のご継続商品としてもご利用いただけます。

共通ご利用条件等

- ▼お預入対象：個人および個人事業主の方。
特定健診、健康診断（各種検診含む）、後期高齢者医療健康診査、人間ドックを預入日の概ね1年以内に受診している方。
※ご加入されている保険（国民健康保険・社会保険等）に制限はありません。
- ▼期限前解約：期限前解約の場合には、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- ▼税金：本預金のお利息（給付補てん金）には、20.315%の税金がかかります。
- ▼確認書類：特定健診、健康診断（各種検診含む）、後期高齢者医療健康診査、人間ドックのいずれかを概ね1年以内に受診していることを、以下の書類により確認させていただきます。
①受診機関から発行されている書類が必要となります。
なお、確認書類の写しを徴求させていただきます。
i. 受診機関が発行する「受診証明書（仮称）」
ii. 領収書（受診した検診名等が記載されているもの）
※領収書に検診名等の記載がない場合は、医療保険者から発行されている「受診券」、「受診案内」等を併せてご提示いただく場合もあります。
iii. 上記 i、ii の書類のご用意が困難な場合は、「診断結果」等のご提示により確認することも可能です。
②「診断結果」等、お客様の身体的な情報、病歴などが記載されている書類については、当該書類の写しは徴求いたしません。
③ひとり親世帯の方は、児童扶養手当等の決定通知書、受給者証等、医療助成の受給者証等、住民票のいずれか1つにより確認させていただきます。
④上記の書類のご用意が困難な場合は、当金庫窓口へご相談ください。
- ▼その他：本預金は、預金保険制度の対象商品です。
：お取扱期間中であっても、金利情勢の変化等により上乗せ金利や商品内容等の変更、場合によっては取扱いを中止させていただくことがあります。
：本商品のご利用にあたって、ご不明な点がある場合は、店頭備付けの「商品説明書」をご覧ください。か、本支店窓口へお問い合わせください。

令和2年8月3日現在

ひだかしんきん「健康サポート定期預金」商品説明書

令和2年8月3日現在

項 目	内 容				
商品名称	・健康サポート定期預金				
お取扱い期間	・令和2年8月3日（月）～令和3年7月30日（金）				
ご利用店舗	・全店舗にてお取扱いします。				
ご利用頂ける方	・個人および個人事業主の方で、特定健診、健康診断（各種検診含む。）、後期高齢者医療健康診査、人間ドックを預入日の概ね1年以内に受診していることが条件となります。 ※ ご加入されている保険（国民健康保険・社会保険 等）に制限はありません。				
ご預金の種類	・お預入れ期間が1年もののスーパー定期預金（自動継続）となります。				
利 率	・スーパー定期預金300万円以下1年ものの店頭表示利率に下記の各条件を満たす場合それぞれ上乗せ（税込み）のお取扱いとなります。 ①健康診断(各種検診含む)・特定健診受診で+0.100% ②受診した検診が乳がん・子宮がん検診の場合+0.050% ③ひとり親世帯の場合+0.050% ・自動継続後の利率は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率となります。				
お預入れ条件	・新規お預入れのほか、要求性預金、既存定期性預金満期金からのお預入れも可能です。 ・本預金は、総合口座によるお預け入れはできません。				
お預入れ金額	・1口10万円以上、100万円以内となります。 ※ 預金者一人当たりの預入れ限度額は総額100万円以内となります。 ※ 100万円以内であれば複数口のお預入れも可能です。				
お利息	・この預金のお利息は単利、日割計算の方法で計算します。 ・お利息の支払方法は、あらかじめご指定された次のとおりとなります。 ①満期日にご指定の口座へ入金する ②満期日に元金に組み入れて継続する				
税 金	・20.315%の源泉分離課税（国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） ・マル優制度をご利用できるお客様は、非課税とすることができます。				
期限前解約時のお取扱い	・この預金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前に解約する場合は、お預入れ期間に応じて、下表の期限前解約利率により利息計算します。なお、6カ月以上1年未満の解約利率が普通預金の解約利率を下回る場合には、普通預金の利率が解約利率となります。 <table border="1"> <tr> <td>6カ月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table>	6カ月未満	解約日における普通預金の利率	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
6カ月未満	解約日における普通預金の利率				
6カ月以上1年未満	約定利率×50%				

必要書類・ 確認事項	・特定健診、健康診断（各種検診含む。）、後期高齢者医療健康診査、人間ドックのいずれかを概ね 1 年以内に受診していることを、以下の書類により確認させていただきます。 ①受診機関から発行されている書類が必要となります。なお、確認書類の写しを徴求させていただきます。 【必要書類：例】 i. 受診機関が発行する「受診証明書（仮称）」 ii. 領収書（受診した検診名等が記載されているもの） ※ 領収書に検診名等の記載がない場合は、医療保険者から発行されている「受診券」、「受診案内」等を併せてご提示いただく場合もあります。 iii. 上記 i、ii の書類のご用意が困難な場合は、「診断結果」等のご提示により確認することも可能です。 ②「診断結果」等、お客様の身体的な情報、病歴などが記載されている書類については、当該書類の写しは徴求いたしません。 ・また、ひとり親世帯の方は、児童扶養手当等の決定通知書、受給者証等、医療助成の受給者証等、住民票のいずれか 1 つにより確認させていただきます。 ③上記の書類のご用意が困難な場合は、当金庫窓口へご相談ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9 時～17 時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9 時～17 時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、<u>現地調停</u>、<u>移管調停</u>の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	・この定期預金は証書式または通帳式によりお預入れできます。ただし、総合口座の担保定期とすることはできません。 ・当金庫の金利情報は、店頭備付の金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。か、店頭にお問い合わせください。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は、預金保険制度の対象商品です。 ・その他、ご不明な点がある場合は、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。

ひだかしんきん「健康サポート定期積金」商品説明書

令和2年8月3日現在

項 目	内 容
商品名称	・健康サポート定期積金
募集期間	・令和2年8月3日（月）～令和3年7月30日（金）
取扱店	・全店舗にてお取り扱いします。
ご利用頂ける方	・個人および個人事業主の方で、特定健診、健康診断（各種検診含む。）、後期高齢者医療健康診査、人間ドックを預入日の概ね1年以内に受診していることが条件となります。 ※ ご加入されている保険（国民健康保険・社会保険 等）に制限はありません。
ご預金の種類	・定期積金となります。
ご契約期間	・1年以上5年以内となります。
お預入金額	・毎月5,000円以上、30,000円以内となります。
利率	・店頭表示利率に下記の各条件を満たす場合それぞれ上乗せ（税込み）のお取り扱いとなります。 ①健康診断(各種検診含む)・特定健診受診で+0.100% ②受診した検診が乳がん・子宮がん検診の場合+0.050% ③ひとり親世帯の場合+0.050% ・契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
ご契約金額	・60,000円以上、1,800,000円以内（給付補てん金除く。）となります。 ※ 一人当たりの契約金額の上限は1,800,000円以内となります。
お預入れ条件	・新規ご契約のほか、既存の定期積金満期金からのご継続商品としてもご利用いただけます。
払戻方法	・満期日（休日の場合は翌営業日）以降に、一括して給付契約金をお支払いします。 ・給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・給付補てん金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優制度はご利用できません）。
期限前解約時のお取り扱い	・この預金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前に解約する場合は、次の期限前解約利率により、利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ⇒ 解約日における普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ⇒ 約定利回り×60%

必要書類・ 確認事項	・特定健診、健康診断（各種検診含む。）、後期高齢者医療健康診査、人間ドックのいずれかを概ね 1 年以内に受診していることを、以下の書類により確認させていただきます。 ①受診機関から発行されている書類が必要となります。なお、確認書類の写しを徴求させていただきます。 【必要書類：例】 i. 受診機関が発行する「受診証明書（仮称）」 ii. 領収書（受診した検診名等が記載されているもの） ※ 領収書に検診名等の記載がない場合は、医療保険者から発行されている「受診券」、「受診案内」等を併せてご提示いただく場合もあります。 iii. 上記 i、ii の書類のご用意が困難な場合は、「診断結果」等のご提示により確認することも可能です。 ②「診断結果」等、お客様の身体的な情報、病歴などが記載されている書類については、当該書類の写しは徴求いたしません。 ・また、ひとり親世帯の方は、児童扶養手当等の決定通知書、受給者証等、医療助成の受給者証等、住民票のいずれか 1 つにより確認させていただきます。 ③上記の書類のご用意が困難な場合は、当金庫窓口へご相談ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9 時～17 時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9 時～17 時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、<u>現地調停</u>、<u>移管調停</u>の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	・この定期積金は、総合口座の担保とすることはできません。 ・当金庫の金利情報は、店頭備付の金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。か、店頭にお問い合わせください。 ・この預金は、預金保険制度の対象商品です。 ・その他、ご不明な点がある場合は、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。